

「新規」「認定対象外」「認定の対象とするが、近々全国展開する」特例措置一覧

	新規※1		認定対象外とする特例措置		認定の対象とするが、近々全国展開するとの注意喚起を行う特例措置※4	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁	-	-	-	-	-	-
02人事院	-	-	-	-	-	-
03金融庁	-	-	-	-	-	-
04総務省	-	-	-	-	-	-
05法務省	-	-	-	-	-	-
06外務省	-	-	-	-	-	-
07財務省	-	-	-	-	-	-
08文部科学省	-	-	832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業※3	-	-
09厚生労働省	-	-	-	-	-	-
10農林水産省	-	-	1012	地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業※2	-	-
11経済産業省	-	-	-	-	-	-
12国土交通省	-	-	-	-	-	-
13環境省	-	-	-	-	-	-
20内閣府	-	-	-	-	-	-

※1 この特例措置については、「構造改革特別区域基本方針」別表1に当該特例措置が新たに追加されたため、今後活用することができるようになったものです(今回、新たな特例措置の追加はありません。)

※2 この特例措置については、全国展開されたため認定対象外とするものです。

※3 この特例措置については、事業の一部分のみ全国展開されるため認定対象外とするものです。なお、全国展開がなされない部分につきましては、引き続き申請が必要となります。

※4 この特例措置については、近々全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です(今回、近々全国展開される特例措置はありません。)